

## 【令和元年 問1改】

保険者に関する次のA～Eの各記述の正誤を判定せよ。

A 全国健康保険協会(以下本問において「協会」という。)と協会の理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、協会の監事が協会を代表することとされている。

D 協会の理事長、理事及び監事の任期は3年、協会の運営委員会の委員の任期は2年とされている。

## Point 全国健康保険協会の役員 ⇒【健保問 176】

◆構成 …理事長1人、理事6人以内、監事2人 ⇒cf. C

※ 理事長と監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命する

…厚生労働大臣→理事長→理事の関係

※ 原則として、営利を目的とする団体の役員になるなどの兼職が禁止されている

※ 原則として、政府、地方公共団体の職員は役員になることができない

cf. 【社一問 24】平成 20 年 10 月に政府管掌保険からの切り離しにより、全国健康保険協会が発足 ⇒E

※ 理事長と理事は、協会との利益が相反する事項については代表権を有さず、この場合は監事が協会を代表する(A肢)

◆任期 …3年(D肢、補欠の役員は、前任者の残任期間)

cf. 【社一問 146】(社審法) 審査会の委員長・委員も同じ

## Point 全国健康保険協会の組織 ⇒【健保問 177】

◆東京都に本部(1か所)、各都道府県に支部を置く(47か所)

◆運営委員会 →本部に置かれる

※ 協会の意思決定機関 ⇒cf. C

ex. 都道府県単位保険料率の変更は、運営委員会の議を経る必要がある

※ 委員は9人以内とされ、事業主、被保険者、学識経験者のうちから厚生労働大臣が各同数を任命する

※ 委員の任期は2年(D肢、補欠の役員は、前任者の残任期間)

◆評議会 →各都道府県支部に置かれる

※ 評議員は、事業主、被保険者、学識経験者のうちから支部長が委嘱する

Aの解答：正      Dの解答：正

(法7条の16、法7条の9、法7条の12、1項、法7条の18、3項)

C 健康保険組合の理事の定数は偶数とし、その半数は健康保険組合が設立された適用事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、事業主が選定する。

**Point 健康保険組合の役員と組織 ⇒【健保問 186】**

◆構成 …理事長1人、理事偶数人、監事2人 ⇒cf. A・D

※ 理事の半数は、設立事業所の事業主の選定した組合会議員([1])において、他の半数は、被保険者である組合員の互選した組合会議員([2])において、それぞれ互選する

※ 理事長は、[1]の理事のうちから理事が選挙する(本肢、×事業主が選定する)

※ 監事は、組合会において、[1]、[2]からそれぞれ1人を選挙する

◆組合会 …組合の意思決定機関 ⇒cf. A・D

※ 組合会議員の定数は偶数([1]と[2]が半数ずつ)で、理事の定数の2倍を超える数

※ 理事長が招集し、毎年度1回の通常組合会の招集(義務)の他、臨時組合会の招集(任意)がある

※ 組合会議員の定数の3分の1以上の者から請求があった場合は、20日以内に招集しなければならない

**解答: 誤**

(法 21 条2項・3項)

B 保険者等は被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、当該被保険者に係る適用事業所の事業主にその旨を通知し、この通知を受けた事業主は速やかにこれを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

**Point 事業主の被保険者等への通知義務 ⇒【健保問 205】**

◆事業主から被保険者・被保険者であった者に対し、速やかに通知をしなければならない事項

※ 厚生労働大臣から受けた、任意適用事業所の取消しの認可の通知

※ 保険者等(厚生労働大臣又は健康保険組合)から受けた、被保険者の資格の取得・喪失の確認、標準報酬月額・標準賞与額の決定・改定の通知(本肢)

◆正当な理由がなくて通知をしない場合 →6か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる

※ 通知をしないことにより、被保険者等の不服申立ての機会を奪うこととなるため

cf. 厚年にも同様の規定あり

**解答: 正**

(法 49 条1項・2項)

E 協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び厚生労働大臣が選任する会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

**Point 全国健康保険協会と健康保険組合の決算 ⇒【健保問 179】**

◆全国健康保険協会 …政府管掌保険から移行(全国に1つ)、厳格な管理 ⇒A・D

健康保険組合 …民間企業が設立したものを含めて全国に約 1,400 があり、比較的緩やかな管理

◆全国健康保険協会の決算 …事業年度:4月1日～3月31日

→翌事業年度の5月31日までに完結し、2か月以内に厚生労働大臣の承認を受けなければならない(本肢)

※ 厚生労働大臣の承認を要し、組合よりも早い7月31日までの提出を要する …厳格な管理

※ 財務諸表に事業報告書、決算報告書を添え、会計監査人の意見を付けて提出し、承認を受けることを要する(本肢)

◆健康保険組合の決算 …会計年度:4月1日～3月31日

→毎年度終了後6か月以内に、厚生労働大臣に報告書を提出しなければならない

※ 厚生労働大臣の承認を要せず、9月30日までの提出でよい …比較的緩やかな管理

※ 決算報告書と共に、事業報告書についても作成と提出を要する

cf. 全国健康保険協会と健康保険組合の予算 ⇒【健保問 178】

※ 全国健康保険協会 →事業計画と合わせて作成し、毎事業年度の開始前に厚生労働大臣の認可を受けなければならない

※ 健康保険組合 →収入支出の予算を作成し、毎年度の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない

cf. 確定給付企業年金の報告書の提出 ⇒【社一問 123】

※ 事業主 →毎事業年度終了後4か月以内

※ 企業年金連合会 →毎事業年度終了後6か月以内

**解答: 正**

(法7条の28, 2項、法7条の29, 2項)